

水道記念館イベント・企画募集要項

1. 対象事業

水道記念館学習施設や水道記念館庭園など、水道記念館を利用した「水」や「水道」、「環境問題」をテーマにしたイベントが対象となります。

2. 対象者

大阪市内で活動するサークル、NPO 団体、地域子ども会、PTA などの団体で、参加者の半数以上が大阪市内在住、在学、在勤であること。

3. 対象日時（平成 29 年 10 月以降）

土曜日、日曜日、祝日および春休み・夏休み期間中の平日、午前 10 時から午後 4 時までとし、いずれも準備、撤収時間を含みます。

なお、前日準備、翌日順延が必要な場合はご相談ください。

4. 対象となるイベント・企画

次のすべての事項を満たすことが要件となります。

- (1) 「水」「水道」「環境問題」に関わりのあるテーマであること。
- (2) 公序良俗及び安全確保において問題がないこと。

5. 順守事項

次の事項をすべて順守することが要件となります。

- (1) イベントの実施により問題が生じたときは、主催者の責任で解決すること。
- (2) イベントで出されたゴミ等については、必ず持ち帰ること。
- (3) 飲食や物販等の模擬店の出店は行わないこと。
- (4) 建物及び庭園内でのバーベキュー、喫煙など火気は使用しないこと。
- (5) 大阪市全域もしくは東淀川区に「暴風警報」が発令された場合、イベントを中止すること。
- (6) 営利を目的としないこと。
- (7) イベントに関係のないチラシ等の配布を行わないこと。
- (8) 団体への入会等の勧誘活動を行わないこと。
- (9) 大音量を出すなど、近隣住民等に迷惑となる行為またはその恐れがある行為を行わないこと。
- (10) 水道記念館建物および設備等を損傷しないこと。
- (11) 宗教・政治に関する内容を取り扱わないこと。
- (12) その他、水道記念館利用にあたり、大阪市水道局の指示に従うこと。

6. イベントの中止

イベント開催において、公序良俗に反するもの、または安全確保に不備があると認められた場合、イベント開催中であっても即刻中止していただきます。

7. 運営責任

準備・撤収およびイベント開催中の事故や怪我、盗難等については、大阪市水道局は一切責任を負いません。

8. その他

- (1) イベント開催中に撮影した写真を、当局ホームページやパンフレットなどで使用することがあります。
- (2) 学習施設の見学案内や浄水処理の体験実験の開催などのご希望があれば、対応可能です。

【問い合わせ先】

大阪市東淀川区柴島 1 丁目 3 番 1 号 水道記念館

大阪市水道局総務課（広報）柴島事務所

電話：06-6320-2874

メール：kinenkan@suido.city.osaka.jp